

令和2年2月28日

文部科学大臣

萩生田 光一 様

全日本教職員連盟

委員長 郡司 隆文



## 新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業に関する要望

我が国の教育の正常なる発展に対する貴台の格別なる御尽力に対して、教育に直接携わる教職員団体として、心から感謝するとともに、深甚なる敬意を表します。

さて、昨日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍晋三内閣総理大臣より「全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請」がなされました。それを受け、本日、文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」が発出されました。通知では、児童生徒が「人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごす」ことが示されています。同時に、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒については、地域の障害福祉サービス等も活用して、保護者が仕事を休めない場合に自宅等において1人で過ごすことができない幼児児童生徒の居場所の確保に努めることが示されています。他方、「保護者が対応できない」場合においては、児童生徒を学校が受け入れる等の方針を示している自治体もあります。

今回、政府から示された措置は、基本方針で示されているとおり、患者クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止することを主たる目的としています。共働き世帯が6割を超え、ひとり親世帯が増加する中、「保護者が対応できない」児童生徒数を学校が受け入れることになれば、基本方針に反することになることは明白です。従って学校は安易に休校期間中に児童生徒を受け入れるべきではないと考えます。

また、保護者が医療従事者等である児童生徒の内で「保護者が対応できない」場合、やむを得ず学校において受け入れる際であっても、感染リスクをゼロとするための「必要とする対策」について明示することによって、教職員は安心して対応することができます。

以上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、下記要望の実現に向けて御高配賜りますようお願いいたします。

### 記

- 1 臨時休業期間中、保護者が医療従事者であり且つ共働き等により対応ができない等の特殊な事情を除き、児童生徒を受け入れないよう各教育委員会に対し要請すること
- 2 臨時休業期間中にやむを得ず児童生徒を受け入れる場合に、学校が講ずるべき「必要とする対策」について、文部科学省が責任をもって明示すること